

共謀罪法案提出に反対声明

赤旗

京都大教授 高山 佳奈子 さん

安倍政権は、これまで何度も廃案になっている共謀罪を、「テロ等準備罪」の呼び名のもとに新設する法案を国会に提出しようとしています。どこが問

題なのか。「共謀罪法案の提出に反対する刑事法研究者の声明」の呼びかけ人のひとりで、京都大学教授の高山佳奈子さん（波辺健）に聞きました。



たかやま・かなこ 1968年、東京生まれ。2005年から京都大学大学院法学研究科教授。日本刑法学会理事。「安全保障関連法に反対する学者の会」呼びかけ人。

安倍首相は、「2020年の東京五輪・パラリンピックを開催するために、国際組織犯罪防止条約の締結は必要不可欠」で、「テロ等準備罪」(共謀罪)法案はそのためだと述べています。

「東京五輪のため」というのは、言い訳、後付けですね。私は五輪開催に必要な法制度を検討する文科科学省のワーキンググループで12年度までの5年間議論しました。10年度から12年度は座長を務めました。議論したのは「テロ等準備罪」です。5年間の議論で「共謀罪」という言葉は一度も聞いたことがありません。条約締結の話は一切出ていません。法整備のために別のワーキンググループが設置されたこともありません。

五輪は文科科学省の所管です。文科科学省の知らないところで、法務省だけで五輪開催のために共謀罪が検討されていたという話はありません。

国際組織犯罪防止条約の締結に共謀罪が必要という理屈も成り立ちません。国連の公式立法ガイドは、参加国が共謀罪の概念を持っていない国が、それらを導入せずに、組織犯罪に対して有効な措置を講じることも条約上認められているとしています。日本の場合は、これまでの組織犯罪対策を強化するような形で対応すればよいということです。

そもそも国際組織犯罪防止条約は、01年9月11日の米国同時

「東京五輪のため」は後付け 捜査乱用 市民に重大影響

多発テロの前には採択された条約で、国境を越える経済犯罪への対処を主眼としています。「組織的な犯罪集団」の定義も「直接又は間接に金銭的利益その他の物質的利益を得る」目的を要件としています。

テロ対策の国際条約は9・11テロの前にもありましたが、後にできたものもありますが、日本は「爆弾テロ防止条約」「テロ資金供与防止条約」などの条約すべてを締結し国内法の整備はすでに終わっています。

共謀罪はどこからみても不要なということです。市民生活にはどんな影響が。現代版治安維持法ともいわれませんが、一般人は関係ないと思っていると、どんなにいいことになりませぬ。また、政府に反対の声をあげなければいいのかという萎縮効果も非難されています。

政府は共謀罪の対象を限定するから、一般市民は心配ないと言明しますが、その危険性は変わりませぬ。対象は5種類のテロ7種類に絞り込んだとの報道もありますが、それでも非常に多い。テロ対策の法律は、もうあるのだから、何でそんなに多くなるのかまったくわかりませぬ。テロとは関係のないものも含まれています。

対象をどれだけ「限定」するかではなく、共謀罪の新設そのものが、刑法の体系を変えてしまわねば危険なものです。これまででは、既述とか未遂の段階まで進んだところの処罰が原則です。内心や思想ではなく行為を処罰する行為主義です。準備、予備罪も武器、化学兵器など、その危険性に着目した処罰になっていました。ところが、共謀罪は、人が集まって話している内容だけを根拠に処罰できます。危険物が登場する必要があるありません。

政府は準備行為を要件にするとしています。準備行為はなんでもいいので、事実上無限定になってしまいます。和歌山毒カレー事件は、カレーに毒物が入っていました。毒物の扱いは犯罪ですから処罰できます。では、共謀罪の準備行為とは何か。カレーをつくることなるのでしょうか。カレーをつけただけでも捜査のターゲットになるということ、話し合っている内容がわからないといけません。通信傍受をやっていないと捜査はできません。

共謀罪で処罰規定を設けた場合は、それを適用するために電子メールを含めた日常の通信傍受は必要だとなるか、ほとんど証拠がないのに捜査するか、あるいは、萎縮効果だけではないのか。どうしてんでも、市民生活に重大な影響が及びます。

現状でも、盗撮、盗聴など捜査権限の乱用が広く行われています。クラブのダンス音楽が罪に問われ、レンタルカー代を罰則にしたら無許可営業の「白タク」として摘発されるのか。共謀罪ができれば、警察の権限が拡大され、まったく犯罪ではないのに、狙い撃ちしようと思えばできてしまう余地が大きく広がると思っています。

テロ対策というのであれば、何が効果的ですか。一番はつまりテロの危険を減らすことができるのは、安保法制(戦争法)をやめることです。

いままでよりもテロの危険が高まったので、これは共謀罪、というのではなく、安保法制によってつくられた危険をなくすには、安保法制をなくすことです。

紛争地でボランティア活動をされている人たちは、日本は武力行使をしない国だといっています。丸腰で活動できました。それが、日本はアメリカといっしょに武力行使する国だということになれば、攻撃の対象になってしまいます。

日本は憲法9条をもつ国です。安保法制を廃止し、武力行使をしない国、交渉によって平和的に物事を解決していく国だと内外に示すことが大切ではないでしょうか。

共謀罪は必要不可欠で、五輪開催のために、法務省だけで五輪開催のために共謀罪が検討されていたという話はありません。

国際組織犯罪防止条約の締結に共謀罪が必要という理屈も成り立ちません。

国連の公式立法ガイドは、参加国が共謀罪の概念を持っていない国が、それらを導入せずに、組織犯罪に対して有効な措置を講じることも条約上認められているとしています。

日本の場合は、これまでの組織犯罪対策を強化するような形で対応すればよいということです。

そもそも国際組織犯罪防止条約は、01年9月11日の米国同時